

学校職員の懲戒処分について

令和6年5月22日
千葉県教育庁
教育振興部教職員課
043(223)4036

千葉県教育委員会は、令和6年5月22日教育委員会会議を開催し、以下のとおり、公立中学校の教諭2名、県立特別支援学校の教諭1名に対し、懲戒処分を決定しました。

I 概要

- 1 (1) 被処分者 教諭 高瀬 慧 (32歳)
(2) 所 属 浦安市立入船中学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和6年3月28日(木)午後7時25分頃から同月29日(金)午前0時頃までの間、船橋市内の居酒屋で、飲酒したにもかかわらず、自家用車を運転し、同日午前0時30分頃、県道288号夏見小室線路上で、ガードレールに衝突する事故を起こした。
その後、現場に到着した船橋警察署員による呼気検査で、基準値を超えるアルコールが検出された。
このことは、同日、教諭が事故の内容について、校長に報告したことから発覚した。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

- 2 (1) 被処分者 男性教諭 (43歳)
(2) 所 属 県北西部の公立中学校
(3) 処分内容 減給10分の1 1か月
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和3年7月頃から同5年2月頃までの間、管理職から、生徒への不適切な指導について、複数回、指導されていたにもかかわらず、同5年5月頃から同年6月頃までの間、複数回の場面で、校内において、部活動の指導中、同部に所属する男子生徒複数名に対し、侮蔑的な言動をした。
このことは、同年6月20日(火)、学校を所管する教育委員会が、校長及び教諭から前記の行為について事情を確認したことから発覚した。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

- 3 (1) 被処分者 女性教諭 (37歳)
(2) 所 属 県立東金特別支援学校
(3) 処分内容 戒告
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和5年6月22日(木)午後7時50分頃、自家用車を運転して、大網白里市内の交差点を右折した際、横断歩道上を歩行中の男性と衝突し、死亡させた。
このことは、同日、教諭が事故の内容について、校長に報告したことから発覚した。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

Ⅱ 今後の対応方針

- 1 県教育委員会は、「職員の綱紀の粛正について（通知）」を発出し、各所属において、今回の事故の概要について速やかに全職員に説明をするとともに、不祥事根絶について以下の内容を含めた指導を徹底することを求める。
 - (1) 校長は、令和6年3月22日付け教職第1173号「不祥事防止に係る全体計画及び年間計画の作成について（通知）」に基づき、不祥事防止に係る全体計画及び年間計画を作成し、全ての教職員で共有した上で、不祥事根絶に向けて組織的に取り組むこと。
 - (2) 校長は、県教育委員会が実施する飲酒運転根絶に向けた研修等を活用するなどし、飲酒に係る事故について、実効性のある取組を行うこと。
 - (3) 校長は、不適切な指導等の防止のため、全職員で「大人同士でも言える言葉なのか、できる行為なのか。」という視点を共有し、職員一人一人が児童生徒の人格を尊重した言動及び対応を行い、安全を守るための行動がとれるよう、各学校の実態に応じた対策を講じること。
 - (4) 所属長は、勤務時間の内外にかかわらず、県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の保持について、公務員として「見られている」という意識を喚起するなどして、指導を強化すること。
- 2 県教育委員会は、県立学校長会議及び教育事務所管理課長会議等を通じて、飲酒に係る事故及び不適切な指導を含む不祥事根絶について指導するとともに、県立学校及び教育事務所の代表者に対し、飲酒運転根絶に係る研修を実施する。